

臨時株主総会招集のための 基準日設定公告

当社は、平成 17 年 2 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 16 年 12 月 24 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（実質株主を含む）をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

平成 16 年 12 月 9 日

東京都武蔵野市中町三丁目 7 番 3 号

ティアック株式会社

~~~~~  
名義書換代理人事務取扱所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱信託銀行株式会社 証券代行部